

(別記1)

南木曾町建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年6月1日

(最終改定 平成26年11月1日)

平成26年2月3日付け国土建第272号による、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」の通知に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務の手続きについて、当面の間、以下のとおり取扱うこととする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

第2 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。(監理技術者には適用されません。)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

第3 主任技術者の兼務に関する手続き等

1 主任技術者兼務届の提出が必要な者

請負代金額が2,500万円(建築一式工事である場合は5,000万円)以上の南木曾町発注工事の受注者で、主任技術者が他の工事と兼務する場合。

2 主任技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した南木曾町発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「主任技術者兼務届」(様式1)(以下「兼務届」という。)を南木曾町に提出する。
- (2) 既に受注している南木曾町発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を南木曾町に提出する。

(別記1)

第4 適用時期

平成26年11月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事に適用する。